

広島県告示第八百五十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によって、昭和四十年広島県告示第六百七十二号で指定した広島港海田地区の港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十年十月二十三日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点五〇までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線によって囲まれた区域。

二 点の位置

基準点 四等三角点「丸林」安芸郡坂町字参三峠二五番地（北緯三四度二〇分二八秒、東経一三二度三一分二八秒、標高一三二・三三メートル）

- 基点一 基準点から三五〇度二〇分方向一、九一六・三メートルの点
- 基点二 基点一から四六度四〇分方向二一・〇メートルの点
- 基点三 基点二から一四八度一五分方向五三・二メートルの点
- 基点四 基点三から五七度一〇分方向一一・三メートルの点
- 基点五 基点四から五七度一〇分方向三六・三メートルの点
- 基点六 基点五から一四七度五五分方向一二・〇メートルの点
- 基点七 基点六から五八度五〇分方向二五二・三メートルの点
- 基点八 基点七から一四九度五〇分方向五二・九メートルの点
- 基点九 基点八から一四九度二〇分方向三七二・五メートルの点
- 基点一〇 基点九から六〇度一五分方向一三一・四メートルの点
- 基点一一 基点一〇から一四六度四〇分方向二九・六メートルの点
- 基点一二 基点一一から一〇度五五分方向五二・六メートルの点
- 基点一三 基点一二から一八七度一〇分方向四六・六メートルの点
- 基点一四 基点一三から一一〇度五分方向六二・七メートルの点
- 基点一五 基点一四から一二九度二五分方向二五九・六メートルの点
- 基点一六 基点一五から一一八度五〇分方向七一・二メートルの点
- 基点一七 基点一六から一〇七度一五分方向五七・〇メートルの点
- 基点一八 基点一七から二二二度二五分方向二二・四メートルの点
- 基点一九 基点一八から二八五度五〇分方向四六・一メートルの点
- 基点二〇 基点一九から二九六度五五分方向九三・三メートルの点
- 基点二一 基点二〇から三〇一度二五分方向五三・八メートルの点
- 基点二二 基点二一から三三四度三〇分方向九・六メートルの点
- 基点二三 基点二二から三〇七度一五分方向一九八・八メートルの点
- 基点二四 基点二三から二〇八度四〇分方向二九・二メートルの点

基点二五 基点二四から一九一度五〇分の方向六六・四メートルの点  
基点二六 基点二五から一八三度四五分の方向四六・一メートルの点  
基点二七 基点二六から一六九度五〇分の方向一四三・一メートルの点  
基点二八 基点二七から一八四度二五分の方向一一七・六メートルの点  
基点二九 基点二八から一三二度五五分の方向四七・八メートルの点  
基点三〇 基点二九から八〇度五〇分の方向五〇・六メートルの点  
基点三一 基点三〇から一四四度五分の方向九・五メートルの点  
基点三二 基点三一から二三三度二〇分の方向九・三メートルの点  
基点三三 基点三二から三二五度五〇分の方向五・一メートルの点  
基点三四 基点三三から二五九度二〇分の方向四八・三メートルの点  
基点三五 基点三四から三〇四度一〇分の方向四九・〇メートルの点  
基点三六 基点三五から二二二度二五分の方向三五・二メートルの点  
基点三七 基点三六から一四九度三〇分の方向六六・〇メートルの点  
基点三八 基点三七から二三六度二〇分の方向一六・四メートルの点  
基点三九 基点三八から三三〇度四五分の方向七三・〇メートルの点  
基点四〇 基点三九から三一〇度一五分の方向二二・八メートルの点  
基点四一 基点四〇から二五四度三五分の方向二五・五メートルの点  
基点四二 基点四一から一六一度五〇分の方向四・二メートルの点  
基点四三 基点四二から二四八度三〇分の方向五七・五メートルの点  
基点四四 基点四三から二四三度三〇分の方向三三・〇メートルの点  
基点四五 基点四四から二四〇度五五分の方向一一〇・一メートルの点  
基点四六 基点四五から一五五度の方向五・五メートルの点  
基点四七 基点四六から二四六度四〇分の方向一八・四メートルの点  
基点四八 基点四七から一六一度二〇分の方向三・九メートルの点  
基点四九 基点四八から二三八度一〇分の方向九〇・五メートルの点  
基点五〇 基点四九から二六四度一〇分の方向三一・四メートルの点